

---

出席議員(17名)

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	9番	安部俊三	君
10番	佐々木守	君	11番	広沢真	君
12番	有賀光子	君	13番	水戸義裕	君
14番	舟山彰	君	15番	白内恵美子	君
16番	我妻弘国	君	17番	高橋たい子	君
18番	加藤克明	君			

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原健一	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤秀典	君
まちづくり政策課長	鈴木仁	君
財政課長	宮城利郎	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
健康推進課長	佐藤浩美	君
福祉課長	平間清志	君
子ども家庭課長	鈴木俊昭	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	畑山 義彦 君
槻木事務所長	五十嵐 眞祐美 君
危機管理監	安彦 秀昭 君
税収納対策監	佐藤 芳 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	伊藤 良昭 君
生涯学習課長	相原 光男 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議会事務局長	平間 雅博
主 査	佐山 亨

議事日程 (第4号)

平成28年9月8日(木曜日) 午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第11号 柴田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める  
条例
- 第 3 議案第12号 平成28年度柴田町一般会計補正予算
- 第 4 議案第13号 平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 5 議案第14号 平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第 6 議案第15号 平成28年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第 7 議案第16号 平成28年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 8 議案第17号 平成28年度柴田町水道事業会計補正予算

---

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、1番平間幸弘君、2番桜場政行君を指名いたします。

次の日程の前に、昨日の会議において任命に同意されました教育委員会教育長、船迫邦則さん、教育委員会委員の庄司洋子さん、加藤真二さん、伊藤誠さんから挨拶の申し出がありますので、これを許します。

最初に、船迫邦則さん、どうぞ。

〔船迫邦則君 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） おはようございます。

このたび新しい教育委員会制度の教育長として任命同意いただきました。大変ありがとうございます。

チャレンジし、笑顔で行動し続ければ、新しいことが起こる。このように自分に言い聞かせて、柴田町の将来を担う人材育成に努めてまいります。特に、「花のまち柴田」そして「大学のあるまち柴田」、この特色を生かして、夢を持って学び続けることができる環境づくりに力を入れ、新たな気持ちで教育委員の皆様とともに頑張っております。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（加藤克明君） 庄司洋子さん、どうぞ。

〔庄司洋子君 登壇〕

○教育委員（庄司洋子君） おはようございます。

ご紹介いただきました庄司洋子と申します。

このたび教育委員の任命にご同意いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、ことしの3月まで東船岡小学校で父母教師会会長の仕事をしておりました。現在、小4、中3の息子がおりまして、子育てに関してはまだまだ頑張っていかなければいけないところであります。

今回、このようなお話をいただきまして、身に余る思いでしたが、保護者の立場だからこそ教育に関する思いや、見えるものがあります。委員の仕事に関しては、わからないことばかりですので、先輩方にご指導いただきながら、頑張っていきたいと思っております。

簡単ではございますが、就任の挨拶にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

(拍手)

○議長（加藤克明君） 加藤真二さん、どうぞ。

〔加藤真二君 登壇〕

○教育委員（加藤真二君） おはようございます。

加藤真二と申します。

このたびは、任命同意ありがとうございます。

私は、1959年生まれで、現在57歳です。2年前に中小企業診断士として独立しまして、主に宮城県よろず支援拠点のコーディネーターとして今活動しております。

私は、槻木小学校、槻木中学校、高校は白石、大学は仙台と、会社員になってからも東京、盛岡の10年間の勤務を除いてずっと槻木の地で育っている土着民でございます。私の母が小学校の教員をしていた関係で、教育については何かといろいろ考えるところはありました。今現在、私は教育の専門家ではございませんが、滝口町長から第三者の視点を大切に協議に加わってほしいというお話をいただきましたので、経営コンサルタントとしての知識を活用しながら、柴田町のすぐれた教育制度を確立するような会議に参画させていただいて、皆様とともにすばらしい制度をつくり上げていきたいと思っております。今後ともよろしくご指導のほどお願いいたします。（拍手）

○議長（加藤克明君） 伊藤誠さん、どうぞ。

〔伊藤 誠君 登壇〕

○教育委員（伊藤 誠君） おはようございます。

このたび柴田町教育委員会委員に再任をいただきました伊藤誠です。本当に心から感謝を申し上げます。

去る1月4日にこの庁舎内で滝口町長様から教育委員の辞令をいただき、教育委員会定例会に出席させていただくようになってから、はや8カ月が経過しました。定例会に出席するたびに、柴田町の教育が教育振興基本計画に基づいて着実に推進され、確かな成果を上げられているということを改めて実感しております。このたびの再任に当たり、この教育振興をさらに充実・発展させるべく、改めてより一層の貢献をしていかなければと意を新たにしているところでございます。

私は現在、町内の幼稚園に勤務し、幼児教育に携わっております。小さな子供たちの健やかな成長を図っていく上で大事な視点として、環境構成と援助のあり方を工夫していくということがよく現場では言われております。つまり、子供の発達段階、それからその時折の興味、関心に基づいて遊びの環境を準備してあげて、その子に応じた適切な支援をしていくと、これが環境構成と援助ということなんです。この積み重ねをして子供たちの健やかな成長を図って、小学校に引き継いでいくという仕事をしております。これは、よく考えると町の教育振興に通じるものがあるなというふうに最近思っております。それは、学校教育を含めて生涯学習あるいは生涯スポーツの学習者のニーズあるいは課題を把握して、その解決のために適切な環境を整えてあげて、そして支援の輪を構築していく、まさにこのことが学習者の学びの充実につながり、生涯学習の推進、ひいては教育振興に結びついていくのではないかと考えております。

これからも教育委員として任務を果たさせていただきますけれども、やはり環境構成と援助のあり方を絶えず意識しながら、貢献できるような仕事をさせていただきたいというふうに思っています。これからも皆様方のご指導、ご助言をいただきながら、微力ながら任務を果たしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。どうもありがとうございました。（拍手）

---

## 日程第2 議案第11号 柴田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

○議長（加藤克明君） 日程第2、議案第11号柴田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第11号柴田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例についての提案理由を申し上げます。

平成28年4月1日から施行された農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により、農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会の委員の選出方法等が変更になったこと、また、耕作放棄地の発生防止や担い手への農地集積を進めるための農地利用最適化推進委員が新設されました。

このことから、新たに農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものがあります。

詳細につきましては事務局長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（瀬戸 諭君） それでは、議案第11号柴田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の詳細説明を申し上げます。

ただいま提案理由でも申し上げましたとおり、今回の条例改正は農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が平成27年8月28日に改正され、一部を除き平成28年4月1日から施行されたことに伴い、柴田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定するものでございます。

先日の議員全員協議会でも説明させていただきましたが、改めて簡単に概要を説明させていただきます。

今回の農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律は、大きく3つの点が改正されております。

1点目でございます。農業委員会の事務の重点化として、農地利用の最適化の促進が義務業務として新たに位置づけられたことです。

2点目は、農業委員の選出方法の変更でございます。現在の農業委員は総勢14人ですが、内訳は公選制により選出された委員が10人、議会及び農業団体、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区となっております。こちらより選出された委員が4人となっております。今回の改正で、農業委員の選出方法が公選制、推薦制から、議会の同意を得て町長の任命制に変更されました。

3点目でございます。農地利用最適化推進委員の新設です。農地利用最適化推進委員は、農業委員会が定める地区の中で農業委員と連携しながら、担い手の農地利用の集積・集約、耕作放棄地の発生防止や解消の活動を、主に現場を中心に行います。

続きまして、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数についてでございます。

まず農業委員についてでございますが、現在、町では地域農業を進めるに当たり、町内を12地区に分け、「人・農地プラン」、これは地域農業の設計図のようなものなんですが、こちらを作成し、地域ごとの農家の話し合いにより、それぞれ特性に応じた農業を推進しております。今回の改正で、農地利用最適化の推進が義務業務として位置づけられたことから、特に地域の遊休農地の面積や、圃場整備への取り組み、農地の集積・集約状況を検討した結果、町内を9地区に分けて農業委員会活動を行いたいと思ひまして、定員を9人としたいと考えております。

農地利用最適化推進委員についてでございますが、政令の基準では耕地面積100ヘクタールに対し1人が上限となっており、柴田町では耕地面積が833ヘクタールということで、9人が上限になります。最適化推進委員の活動は、当面は遊休農地の現場確認等が中心になるということで、非常にボリュームがあると思ひれます。そのことから、最適化推進委員の定数については政令基準の上限である9人としたいと考えております。

続きまして、報酬額についてでございます。

農業委員については、報酬額、費用弁償の額、旅費とも現行のままで、変更はございません。

農地利用最適化推進委員の報酬額でございますが、現場中心ということではございますが、農地利用の最適化の推進活動自体については農業委員と大きく変わらないものと考えております。一方、農業委員については、総会での農地法に係る調査、審議、決議の法的業務がございますし、一定の拘束があるということで、農地利用最適化推進委員の業務量を農業委員の9割程度と算定しております。なお、費用弁償の額及び旅費についてでございますが、農業委員、農地利用最適化推進委員に差異が生じないと思ひれることから、他の委員と同様に同額としたいと考えております。

それでは、議案書9ページをお開きください。

柴田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例でございます。

第1条は、この条例の趣旨を規定しております。

第2条は、農業委員の定数を、第3条は、農地利用最適化推進委員の定数をそれぞれ9人と定めております。

附則でございます。

第1につきましては、施行期日でございます。現在の農業委員の任期は平成29年2月28日ですが、施行期日を従前の例により在任する柴田町農業委員会の委員の任期満了の翌日から施行するという旨を定めたものでございます。

第2につきましては、現在の条例で規定する柴田町農業委員会委員の定数条例及び柴田町農

業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例を廃止する旨を定めたものでございます。

議案書10ページをお開きください。

第3でございます。柴田町特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することをうたっております。

議案書11ページをお開きください。

別記の改正後の欄で説明させていただきたいと思います。

農業委員の会長及び委員の報酬について、年、月、日額の別を明記したほか、農地利用最適化推進委員の報酬について年額27万1,200円、出席費用弁償を1日につき500円とすることを定めております。

以上、詳細説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。13番水戸義裕君。

○13番（水戸義裕君） このたび農業委員の選任方法が、いわゆる公選制が廃止されて、町長の選任ということになるわけですが、現町長がどうのこうのではないんですが、今後この委員会の業務に町長が選任したということで町長が異論を唱えたり、何か議論をするといったような状況にならないような担保はあるのかということをお聞きしたいです。今後、農業情勢がどういうふうになるかわからないと、そういう中で、従来というかこれまでもいろいろその立場を使って何とかということがあったことから、いわゆる農業委員会の独立性、中立性というのが担保されるのかどうか。これはこの法律自体が上位法なので、どうにもならないとは思いますが、そういった意味で町長と委員会との関係について一つお聞きしたい。

それから、最適化推進委員というのは農業委員会が委嘱することになるということは、農業委員会の下部組織の立場というふうに理解していいのかどうか。その辺についてお聞きしたいと思います。

それから、農業委員会と推進委員ということで、2層というふうになるのか。いわゆる農業委員の法的業務と、今説明があった推進委員は現地を中心にしたということで、2層構造になるのかと思うんですが、これについては委員会の独立性と説明性ということではどのように考えるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

さらに、これによって耕作放棄地とか遊休地の解消が本当に進歩すると考えているかどうか。評価はさまざまになるとは思いますが、これによって解消が進むと考えられるかどうか。

それから、9地区に分けたと。推進委員は100ヘクタールに1人ということですが、非常に面積的にばらつきもあって、その辺についてもう少し詳しくお聞きしたいと。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点目、町長。

○町長（滝口 茂君） 最終的に町長の権限でございますので、責任者は町長ということになりますので、権限は残してありますが、執行部段階での選任につきましては、より客観的な委員会方式で、なるべく町長の私意が入らないようにはします。一番はやはり議会の同意という、私意がたとえあったとしても議会の同意ということで私意は排除される、それは担保されておりますので、そういう懸念はないということでございます。

○議長（加藤克明君） 次に、農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（瀬戸 諭君） 2点目でございますが、農地利用最適化推進委員が農業委員会の下部組織になるのかというご質問なんです、こちらは下部組織という考え方ではなくて、あくまでも先ほど説明させていただきましたが、農地利用最適化の推進という活動自体は農業委員も推進委員も同じように担うような形になるわけなんです、どうしても今まで農業委員は総会とかに出て、それを審議するというイメージがあるわけなんです、今度はそちらのほうの活動を、推進委員に関しては先ほど申し上げましたが、現場の確認等も含めて、あとは地域の実情をよく知っている方に、できれば推薦等を得て出てきていただきたいんですが、そういった方と農業委員と一緒に活動して、農地利用の最適化、つまりは先ほど出ておりましたが遊休農地、耕作放棄地等の解消を進めていくという考え方でございます。

3点目の推進委員と農業委員会は2層構造かということなんです、これも今の内容と一緒にございますが、農業委員会の下に推進委員があるわけではなくて、ただし農業委員会というのは先ほど申し上げましたとおり法令業務等もございますし、今後は農地利用最適化に関してもいろんな話し合いが今まで以上に農業委員会の中でなされる場合、農地利用最適化推進委員はその場に出て意見を述べるという形ができます。そういった形の構造ですので、2層ということではなく、あくまでも農業委員、推進委員が協力しながら事業を進めていくという形でございます。

あと、遊休農地、耕作放棄地が解消されるかということでございます。こちらに関しては、非常に難しい問題も当然あるわけなんです、実は今回の法令改正に合わせまして、国の農地法の考え方というか取り扱いが若干変わってきているという内容で説明を受けております。内容としては、農地を非農地扱いする場合、今までは非農地の状態が20年以上続いているという状況を確認した場合には、農業委員会において本人からの申し出があれば非農地扱いができた、そういう形でしか非農地扱いができなかったわけなんです、今回は特に中山間地、私どもの

町にも槻木地区のほうに、山手のほうとか当然あるわけなんです、昔、食料増産時代に森林を開墾して農地にしたような場所が、今現在、正直言って耕作放棄地、遊休農地になっているところが多いわけなんです、そういったものに関しては今までの20年という条件が撤廃される形になって、現状がもう林の状態に農地に復することが不可能な場合は、非農地という形で取り扱うことができます。農業委員会のほうで非農地証明を出して、それでもって農地を農地以外の雑種地とか森林とかになるかと思うんですが、そういったものにするというシステムが今度取り扱えますので、こちらのほうとあわせて、農地のパトロール等を強化していきますとともに、農地の所有者に対してその農地を復元するかどうか、あとは現在荒れているような状態を改善していただくというようなことも含めて、意向調査を現在も行っておりますが、それを強化していきたいと思っています。あわせて、農地中間管理機構で担える部分に関しては、そちらの手続も一緒にしていただくような形で考えております。

5点目の9地区の意味合いでございますが、先ほど説明させていただきましたとおり「人・農地プラン」で柴田町の農政が全て動いているという形ではないんですが、各地区、地区の農政の進め方に関しては「人・農地プラン」で地域の実情に合った状態で農政を進めているような状況でございますが、今回、農地利用最適化が新たに重点事業と位置づけられた関係で、前回の議員全員協議会でお配りしました資料に9地区に分けた地図が書いてありまして、その下に表があったと思うんですが、実は12地区のうち上川名地区から船迫・本船迫地区までに関しては、かなり遊休農地の率が高いということで、これは農地パトロールで確認した結果でございますが、部分的には20%を超えるような遊休農地が発生しているということで、一方、中名生・下名生地区に関しては遊休農地が1.7%、あと槻木・四日市場地区についても合わせて2.4%ということで、12地区全てを網羅していくという形になると、農業委員の定数に関しては国の考え方は農地利用最適化推進委員を新たに設置されることで減らすという方向になりまして、全国的にはそういったことで減らしているわけなんです、そういったことを勘案して、定員を14人から9人に減らすということも含めて、12地区から9地区に再編したという内容でございます。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりましたというか、どうしても委嘱するという状況が、下部組織とまではいかなくても、やはり我々が委嘱したんだと、委嘱されたんだという意識が残るのではないかということで、選任するのは当然町長ということになるんだろうと思うんですけれども、

そういったイメージというのがつきまとうのかというふうには思うわけです。農業委員会が委嘱するというのは、町長が委嘱するならまた別なんだろうと思うんですけど、これはそういう制度なんだということなので、柴田町がどうのこうのということが出来るかといったらそれは無理なんだろうとは思いますが。

それから、推進委員には長という立場の人が出るのか。そして推進委員の定例会のような、いわゆる農業委員会の日に推進委員も一緒に招集されるのか、新たに全く別にやるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。今後のことだろうと思うので、そこまで決まっているかどうか分かりませんが、わかっていたらお聞きしたいと思います。

それから、公正性ということで公選制がなくなったということなんです、公選制というのが一番公平のきわみじゃないかというふうにも思うんです。地域からの推薦があるということでは、そういう意味ではある意味公平性はあると思うんですが、やはり選挙といった形のほうが、これ以上公平なものはないんじゃないかというふうにも思うことはあるわけです。公平性ということになると、農地ということでは食料を生産するところであることから、今回のこういう決め方というのは、やはり一番上にはT P Pがあるのかなというふうにも考えたりもしました。それによる大規模農業化という話から、そしてこれからかなり緩和される部分があるということだと、今までよりさらに企業の参入がしやすくなるという状況。企業の参入が悪いわけではないですが、この辺についてどうなのかと。それが中間管理機構との絡みも出てくる、なるほどというふうにも思うんです。そういうことで、企業の参入についてどう考えるのかということなんです。

それから、やっぱり遊休地とか耕作放棄地というのは、条件の悪いところは誰がやっても多分解消しないだろうと思うんです。農業委員だろうと推進委員だろうと。そういった意味で、本当にそこができるのかどうかなんていう疑問はある。それはしようがないんですけども。

最後に、これから町にこれが周知されるというか、選任方法になるわけですけども、それによる農業委員会のイメージというものがどういうふうにも町内で、それから現に農業委員をやっている人たちの間でどういったイメージで捉えられると考えているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（瀬戸 諭君） まず、組織でございます。今回、農業委員とは別に最適化推進委員ということなんです、最適化推進委員会という組織はございません。また、組織がないということなので、その例えば長とかそういった形はございません。あくまでも、取

り扱いとしては既に県内でも、この辺ですと村田町、川崎町が先行してこの新しい制度に移行しておりますが、農業委員が委嘱するというような一つの行為は出てくるわけなんです、立場上は一緒だというような形で捉えております。当然意見も言えるわけなんです、ただ推進委員に関してはその農地利用最適化に関するということで特化された立場でございますので、その部分に関しては当然農業委員会のほうで指針を決めたりとかいろいろしてくるわけなんです、そういった中で意見を言ったりとか、そういう形はできます。

あと、企業参入との絡みということなんですが、今回は農業委員会等に関する、そちらのほうも改正になっているということなので、農政改革という中からすれば当然TPP等についてもその影響は大きいかと思えます。要するに、農地中間管理事業が平成26年から始まって、こととして3年目になるわけなんです、担い手に集積・集約していく一方、先日目的をお話ししましたが、限りある農地を使い切るといような国の考え方の中で農政を進めていくということでございます。という中には、企業参入というのも当然これから柴田町でも考えていかなければいけないというか、実際そういったことが起こり得る可能性がございます。沿岸部では新しく圃場整備等を進めているところもあるわけなんです、地元の農家の皆さんが、例えば法人化等で組織してやっている部分もございますし、会社組織というか、外部から企業等が参入しているという事例もございますので、柴田町も今後担い手をどのように育てていくか、きちんと育成していくシステムをつくらないと、こういった企業参入とかそういうのもどんどん出てくるのかと思っております。

農業委員会の今後のイメージなんですが、農業委員会に関しては今ではなかなか町民の方にとってみれば農業委員会がどういうことをしているのかというのがわからなかったわけなんです、何年か前から農業委員会だよりということで作成して、一般の方には班回覧等になっておりますが、柴田町でもここ3年ぐらいですか、余り号数は多くないんですが、そういったものをつくっております。今後も、今回こちらの法律が変わって、制度が変わりましたということと、あと選挙の制度の内容等も含めて、10月1日に農業委員会だよりを出しまして、こちらのほうも周知していきたいと。前から監査委員からも「見える化を進めなさい」という話がありますので、農業の仕事が結構補助金とか大型事業が多い中で、それを理解していただくような形で「見える化」、その中で農業委員会だより等をつくって、イメージをアップしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再々質問ありますか。どうぞ。

○13番（水戸義裕君） まず進めようとしているということと、進めなければいけないということとは間違いなくこれまでと同じで、さらにこれまでよりも多分非常に困難も伴うのかというふうに思います。そういった中で、今答弁に出ました農業委員会だよりですか、いわゆる広報という形で、それから町の農政に農業委員会として意見を言うとか、そういったことは当然保証されていると思うんですが、単純に農地の保存とか移転とかという法制的なことだけをやる農業委員会になってしまうのかというふうにも、若干考え過ぎかもしれませんが、現場をやるのはあんたらやと、推進委員やといったような意識になると、例えばそういうふうになれば、それは農業委員会としてどうなのかというふうにも思うんです。ですから、そういった意見が言えるということはこれまでどおり変わらないと思うんですが、その辺について改めてお聞きしたいと思います。

それから、農業者から選ばれているということでは偏っていると言われて、今回農業以外の例えば弁護士とか会計士とかを選ぶようにというふうになっているわけです。その人たちが何をするかということは、多分入ってから考える人もいると思うので、そういったところの習熟の時間というか、そういう農業以外から選ばれた人たち、農業についてよくわからないという立場の人が入ってくるということで、それを習熟させる時間とか、そういったものについてどのように考えているのか。

それから、本当に最後ですが、報酬についてはたしか農業委員は国からだったと思うんですが、これはいわゆる独立性を保つということで、市町村から出ないというふうにしたしか、ちょっと記憶違いかどうか、それはどこから出ているかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（瀬戸 諭君） まず、農業委員が法的業務のみになってしまうのではないかと懸念でございますが、法令業務に関しては農地法の第3条から第5条までのやつでやるわけなんですけど、こちらの業務に関しては実際しなければいけないんですが、どちらかというところ先ほど申し上げました、私のイメージでは農地利用の最適化の推進に農業委員も含めて特化されていくのではないかと考えています。当然、法令業務はしなければいけないので、粛々とやっていくという形になるかと思えます。

2点目の非農家の方が農業委員等になった場合、わからないことが多いのではないかとことなんですけど、当然そういった形もございますので、今後新たな制度の中で農業委員が選出された場合、もちろん推進委員も含めてなんですけど、研修会等を実施しまして、現在でも県の

農業ネットワークとかの研修もございますので、そういった研修会を通じて、より柴田町の農政、農業そのものをご理解いただくように努めていきたいと思っております。

3点目の報酬についてでございますが、現在の報酬に関しては国のお金は入っておりません。これは町の一般財源という形になります。ただ、今後農地利用最適化推進という新たなテーマで委員をふやすという形になっていきますので、国から農地利用最適化推進交付金ということで、新たに農業委員、推進委員の推進の活動に対して、まだその制度が出たばかりなので柴田町ではおおよその概算でしか出せないんですが、ある程度の国費が入ってくるという内容でございます。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 今回は委員の定数を定める条例ということなんですが、議員全員協議会とか、きょうも細かい点の説明がありましたけれども、9地区に分けるとか、9人の委員の中には利害関係のない者という表現でしたか、弁護士などの専門家を考えているとか、あと地元の推薦に基づいて今度は町長が任命するということなんですが、そういった細かい点というのは、今後は農業委員会の規約規定というようなもので決められてくるのでしょうか。それとも、今後例えば一つの条例案ということで、議会に上程されるということがあるのかという点をお聞きしたいんです。というのは、国の法律が変わって、いろいろこういう選任方法などを変えるんでしょうけれども、今言った細かい点です。一つの条例ということになれば、先ほど水戸議員の質問に、町長が任命しても議会の同意を得るから中立性が担保される、保証されるというふうな言い方がありましたけれども、私としては先ほどのいろいろな細かい点も一つの条例として出されて、議会が同意することによって最初の手順を担保するというんでしょうか、その点をお聞きしたいと思ったんです。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（瀬戸 諭君） 委員の定数、今回9人ということをお願いしているわけなんですが、その中には利害関係のない方も入ります。推進委員と一緒に農地利用最適化に関する活動を地域で進めていくわけなんですが、委員に関しては前回の議員全員協議会の中で申し上げましたが、区域を区切らない、全町で9人という形になります。推進委員に関しては、それぞれの地域の中で活動という形になりますが、農業委員が推進委員と一緒に活動していく形をとっていただきたいわけなんですが、その内容に関しては農業委員会の中でどなたがどの地区になるとか、そういった形は決めていくようになると思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 私が聞いた一番は、細かいことを規約規定というふうにしてやるのか、まずその点をもう一回答弁願いたい。

あと、今の答弁で、農業委員は9地区で区域が関係ないということでした。そうすると、地元の推薦をもらって町長が決めると、私はてっきりそう思っていましたから、各地区から農業委員は推薦されるのかと思って、ちょっとそこは今の答弁とあれなので、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（瀬戸 諭君） 今回の条例で定めていない細かい点に関しては、今までそうだったんですが、規約等で定めていくという形になります。

あと、農業委員は9地区ということではないですというご説明をしましたが、先ほどの説明の中で申し上げたつもりだったんですが、ちょっと言葉足らずだったかもしれません。農業委員に関しては、地域とか関係なく、町内の中で選んでいただくという形になります。推進委員に関しては、それぞれの要するに最適化を進めるエリアがございまして、そのエリアに精通した方になっていただくということで、それぞれ地区ごとにという形になります。

以上です。

○議長（加藤克明君） 課長、地元の推薦の関係は。

○農業委員会事務局長（瀬戸 諭君） 推薦に関しては、今現在これらを決めていく形になるんですけども、各地域からの推薦というのは当然あると思うんですが、農業委員に関しては先ほど言いましたとおり区域の縛りがないので、ある意味地域の連合会とか生産組合からの推薦もありますし、あとは団体推薦であれば今までどおり、これは出すか出さないかは別なんですけれども、農業協同組合とか農業共済とか土地改良区からも推薦があるかもしれませんし、もちろん地域からの推薦もあるかもしれないし、団体からの推薦もあるかもしれません。あとは個人で推薦をする場合もあります。ただ、個人でAさんという方を推薦する場合は、3名以上の推薦で、推薦の理由とかそこら辺もきちんと、これは同じなんですけど書いていただくような形で考えております。自分で応募という形も当然とっておりますので、そのような内容でございます。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。再々質問になります。

○14番（舟山 彰君） 今の推薦は、例えば農業関係者で推薦委員会みたいなのを設けてもらって、まとまって町にリストを出してもらおうとかじゃなくて、あくまでも町としてはもう誰でも

いいんですよという形ですか。推薦の方法、受け付け方というんでしょうか。

あともう一つ、ちょっとお聞きしたかったのは、推進委員のほうなんですけど、費用弁償で1日につき500円とあるんですけども、推進委員のことについては水戸議員からも質問がありましたが、農業委員会みたいに月1回総会というか、農業委員会はやっています。私も出たことがありますけれども、この推進委員の役割と、役場とかに来て出席するという、何かそういうものがあるのかお聞きしたいんですが。

○議長（加藤克明君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（瀬戸 諭君） 公募という形ですので、この間の議員全員協議会の中では説明させていただいたんですが、例えば委員の任命については過半が認定農業者でなければならないとか、利害関係のない者を1人含めるとか、性別、年齢に偏りが無いよう、つまり女性や若者の登用に配慮するとか、法律の中ではそのようない方をしておりまして、選び方に関しては特定の団体とか、新たにつくった団体の中でこの方をとということではなくて、それぞれの団体等、あと地域等から例えば推薦、あとは公募という形で出てきた方をこちらで内容を確認するという形になります。

あとは、推進委員の費用弁償の500円なんですけど、農業委員のように例えば毎月定例会で必ず1回来るということではございませんが、先ほど言いましたとおり農業委員会の中で推進委員として意見を述べるができるんです。その際には、出席していただければ費用弁償が発生するという内容で定めさせていただきました。よろしくをお願いします。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。10番佐々木守君。

○10番（佐々木 守君） 2点お伺いします。

1点は、この制度改正になる前に、個々の農家に対してこういう制度がどうなのかということとを問いかけをしたのかどうかということです。例えば農業委員会を中心として農業委員会制度がこういうふうになるんだというようなことを各農家に対して意見を求める場、そういうものを提供する義務があると思うんですけども、私も生産組合に加盟させていただいて、20年近く活動させてもらっているんですけども、一度もこの制度改正に関して農家に対しての説明がなかったんです。大きい農家は農協を通して制度改正の説明はあったかもしれないんだけど、この制度改正に対して町としてはどういう責任のもとに対応してきたのか。いきなりこういう上位法が確定しましたからそれに従いますと、そういうあれでは、地方自治の独立性は保てないんじゃないですか。それから、町として農政に対してどういうふうに取り組んでいくかということを確認していかなければ、おかしいんじゃないですか。行政としての怠慢



かというようなお話でございますが、募集要項等も今度10月にお示しするわけなんです、先ほど申しましたとおり例えば認定農業者が過半数要るとか、そういったついでに条件を詳しく説明した内容を皆様にお知らせした上で推薦していただくという形になります。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○10番（佐々木 守君） こういう制度が上位法で決められてしまったので、我々が意見を述べる手もなかなか、意見が取り入れられるということはないと思うんです、今の段階では。したがって、これからの農政をどのように発展させていくかということ考えた場合に、やっぱり行政のほうでもっと農家との懇談に力を入れるべきだと思うんです。私も生産組合で活動してきましたけれども、連合会の総会が年1回あるんです。それから減反問題での行政との懇談会が年1回開かれています。連合会では、町長に対してご招待申し上げているんです。私の記憶では、一回もご出席いただいた記憶がないんです。こういう中で、じゃあどなたがその地域の農政を担っていく人なのかということの見きわめがきちんとできないと思うんです。ですから、そういう農家のいろんな組織のところに、農業委員を通じてでも構わないと思いますので、やはりそういうところへ出席して、農家個別の意見を聞いて、どう対応していくかということ真剣に考えてもらわないと、町の農政改革なんていうのは本当にできないと思うので、できればそういう会合に必ず出席するというようなことを要望しておきたいと思うんです。以上です。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） ちょっと誤解があるようなので、今農業関係に町長が出ていないというお話でございました。佐々木議員のところにはお邪魔したことがないかもしれませんが、町長は少ない農家の方々でございますので、ご招待があつて、行事が重ならないときには小まめに足を運んでいるところでございます。ですから、柴田町の町なかの町民よりも農家の方々に町長の顔が売れているのではないかというふうに思って、自負をしております。そのときには、農家の困っていること、そういうことを聞いて、政策に反映をさせていただいております。一番の政策での要望で好評なのは、農業機械の4分の1補助、これが大変好評でありまして、その対象範囲も農家の方々に聞いて、来年度には園芸にも拡大していくというようなこと、それからフォークリフトにも拡大していくということで、農家の方々の小まめな要望については、多分町長が一番足しげく通っているのではないかと。今度佐々木守議員の団体から招待があれば、直接お伺いして、お話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再々質問です。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） ぜひそのようにお願いします。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

全国的に農業委員の女性登用が進んでいます。柴田町は1名なんですけど、今後はどのようにお考えでしょうか。農業委員は町長の意向で、ある程度女性をふやすことは可能かと思うんですが、推進委員のほうは地区推薦となるとやはりかなり難しいのかとは考えているんですが、町の考えを伺います。

○議長（加藤克明君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（瀬戸 諭君） 柴田町では、議員おっしゃるとおり現在は女性農業委員は1名ということでございます。農業新聞に載っていたんですが、7月1日現在、全国で約10%強に当たる198の自治体でもって農業委員会が新しい制度に移ったと。その中で、実は私のところにも農政局の担当から女性や青年の農業者の登用については、特に配慮という形では言えないんだけど、町のほうで力を入れてくださいというお話が直接あったんですが、全国で大体5%ぐらいですから、かなり農業委員または推進委員の方も含めてふえているというふうなことです。町としてもいろんなところにPRして行って、例えば今6次化等で女性が農業で活躍するというか、一線に立って働いていただいている姿が結構見受けられますので、そういった団体等、女性のいる地域とかで推薦とかそういったことも検討していただければと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） ぜひ頑張っていたきたいと思います。一応男女共同参画のほうから言えば、せめて3割は委員等は女性をとという考え方を柴田町でもしているはずですので、どうぞ頑張ってもらいたいです。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。11番広沢真君。

○11番（広沢 真君） 皆さんからさまざまな質疑が出されたんですが、私自身が今回懸念に思っているのは、法改正の中身で法の条文から幾つか削られている部分があるんですが、一つは法の目的から「農民の地位の向上」という文言が削られています。それからもう一つ、旧法の第6条第3項で、農業及び農民に関する事項について「意見の公表、他の行政庁への建議等」という、意見を表明する権利を明確にした文章が削られています。その部分で言うと、農地利用の最適化のみに邁進しろと、物を言わないでそれだけに邁進しろというような国側の意図があるようにも感じられて、非常に懸念に思っています。例えば農家の代表的役割を果たして

いる農業委員が物が言えなくなるというようなことになると、やはりどんどん制度そのものが骨抜きになるのではないかというような懸念を持っているわけなんです、そのことについて、例えば農業委員会としての意見表明権なんかがどういうふうに担保されるかということも含めて、今捉えているお考えを伺いたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（瀬戸 諭君） 確かに議員おっしゃるとおり、農業委員の当初の目的であった農民という言葉がいろいろ入っている字句があったわけなんです、その辺が削られたり、あと建議、これも確かにおっしゃるとおり削られております。この件に関しては、国の法律の改正の説明、ちょうど昨年、まだ成立前だったんですが、そういった会議の中ではいろいろ各町村からその辺はどうなんですかという意見が出たわけなんです、この辺に関しては農林水産省の考え方はこんな形ですという説明を受けて、県とか町としては、そういったシステムを残してほしいという旨のお願いはしていた経過がございます。ただ、最終的にそういった法律で守られた形ではないんですが、例えば県であれば農業会議という形で、今度は新しくネットワークという形になるわけなんです、そちらに対して例えば農業委員の今度の法律等に関して、あとはいろんな取り扱い等に関して異議とか疑義があった場合は、そちらのほうに対して意見を集約して、それを国に届ける形にはなっているというようなお話は聞いております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） その点では、先ほどの町長のご答弁にもありましたとおり、最初は廃止で来て、その後こういう形で来ているわけなんですけれども、国の姿勢が農業委員会そのものに対しては注視していないという部分がやっぱり見え隠れしていると思うんです。その部分で言えば、本来の役割を發揮する上でも、今お話しした意見を表明できることが担保されているかされていないかというのが非常に大きいというふうに思っています、国会の法案審議の中では、文言はなくなったけれども意見の公表はできるというふうに政府答弁は言っているわけなんですけれども、その辺で機械的に法の運用をして、意見の表明はできないんだというふうにしてしまわないように、農業委員の中でも皆さんの認識をそこはできるんだということで持ってってもらいたいというふうに思うのが一つ要望としてあります。

それから、先ほど来出ていますが、農業委員と農地利用最適化推進委員のすみ分けです。そこが混乱しないように、どこまでが農業委員でどこまでが推進委員なのかという部分も含めた混乱が起こることもあり得るのではないかというふうに懸念しているんですが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（瀬戸 諭君） おっしゃるとおり、正直言って、先行して移行している団体から聞きますと、やはり当初は農業委員、推進委員、一緒に総会等も含めて全体の流れを、特に推進委員は定例会という形で総会がございませんので、研修の中で総会を含め一緒に参加して当初はやっていると。今後は先ほどの話のとおり、推進委員の方に関しては現場が中心になるという形ですので、そういった活動になっていくと思うんですが、私どもとしても新しい制度が始まれば当初はやはり農業委員会の流れとか農地法の関係とか、そういったものを一緒に共通理解で勉強していただく機会を設けた上で、あとはすみ分けをきちんとするというか、ただ「あなたは現場、私は中」ということではなくて、農業委員も現場のほうにどんどん行ってもらわないと、これは絵に描いた餅になると思っておりますので、むしろ逆に言うと農業委員が最適化推進委員に近づいて、現場のほうに出向く機会が多くなるような形で進めていきたいと考えております。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号柴田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

10時55分から再開します。

午前10時40分 休憩

---

午前10時55分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

---

### 日程第3 議案第12号 平成28年度柴田町一般会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第3、議案第12号平成28年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第12号平成28年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成27年度歳入歳出決算による歳計剰余金の繰り越し、制度改正や国の補助事業の採択を受けた事業、緊急に対応するための事業に要する経費などについて補正するものです。

補正の主なものは、歳入として、地方交付税、国県支出金、繰越金、町債などの補正を行い、歳出としては、交通安全施設新設改良工事、乳幼児等定期予防接種委託料、一般町道修繕料、白石川堤外地環境整備工事、西住小学校暖房機改修工事などに要する経費を措置するものです。

また、4月の人事異動に伴う人件費の補正を行うほか、債務負担行為の追加及び廃止並びに地方債の変更及び廃止をあわせて行うものです。

これによります補正額は6,917万4,000円の増額となり、補正後の予算総額は122億3,549万9,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書13ページをお開きください。

議案第12号平成28年度柴田町一般会計補正予算です。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,917万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ122億3,549万9,000円とするものです。

主なものについてのみ説明をさせていただきます。

18ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正です。追加1件、廃止1件となります。

1の追加につきましては、平成29年度当初から執行予定の会議録作成業務委託について、平成28年度中に契約行為など事前手続を行うため、記載のとおり期間、限度額を設定するものです。

2の廃止につきましては、国の交付金を要望しておりました船岡小学校大規模改造工事につきまして、対象事業として採択されなかったことから、廃止するものです。なお、この事業につきましては、引き続き国に対し要望してまいります。

次のページになります。

第3表地方債補正です。変更3件、廃止1件となります。

1の変更3件につきましては、地方道路等整備事業費として槻木地区雨水対策工事の増額補正及び船岡地区雨水対策工事の減額補正による起債限度額60万円の減額、市街地整備総合交付金事業として、今年度交付決定がありました白石川堤外地環境整備工事に係る事業費として、起債限度額3,420万円の増額、それから国からの起債額の決定を受けまして、臨時財政対策費の起債限度額5,570万円の減額をそれぞれ行うものです。

2の廃止につきましては、債務負担行為で説明しましたとおり、当初交付金事業として見込んでおりました船岡小学校大規模改造工事が対象とならなかったことに伴い、学校教育施設整備事業費の起債額8,790万円を廃止するものです。

次に、22ページをお開きください。

歳入です。

10款1項1目地方特例交付金471万5,000円の増につきましては、新築住宅特例課税分の減収補てん特例交付金の交付額決定による増額補正となります。

11款1項1目地方交付税1億542万8,000円の増につきましては、普通交付税の額の確定によるものですが、基準財政需要額におきまして算定項目中の高齢者保健福祉費及び公債費における臨時財政対策債償還分の算入増などにより、増額補正となります。

次に、15款2項5目土木費国庫補助金1節社会資本整備総合交付金1,572万6,000円の増につきましては、地方債補正で説明しましたとおり、交付金対象事業として交付決定がありました白石川堤外地の園路及び護岸整備など、環境整備工事の事業実施に伴う補助金の増額補正となります。

6目教育費国庫補助金4節学校施設環境改善交付金8,276万円の減につきましては、債務負担行為補正、地方債補正で説明しましたとおり、船岡小学校大規模改造工事が補助対象事業とならなかったことに伴う補助金の減額補正となります。

次のページになります。

19款 1 項 1 目他会計繰入金1,248万5,000円の増につきましては、後期高齢者医療特別会計と介護保険特別会計の平成27年度決算に伴う繰入金をそれぞれ計上するものです。

2 目基金繰入金7,071万5,000円の増につきましては、財政調整基金から補正財源としまして6,501万4,000円を繰り入れするものです。なお、歳出で説明いたしますが、平成27年度決算に伴います歳計剰余金の2分の1相当額3,906万7,000円の積み立てを行うものです。これによります財政調整基金の残高は、11億1,368万7,512円となります。

ふるさと柴田応援基金570万1,000円の増につきましては、平成27年度末における基金の残高決算額が5,652万2,111円となりましたことから、既に当初予算で繰り入れをしております5,082万1,000円に追加して、繰り入れをするものです。

20款 1 項 1 目繰越金 1 節前年度繰越金につきましては、平成27年度決算により生じました歳計剰余金7,813万4,000円から当初予算計上額の繰越金3,000万円を差し引きました4,813万4,000円を計上するものです。

次のページになります。

22款 1 項 2 目土木債3,360万円の増、3 目教育債8,790万円の減、5 目臨時財政対策債5,570万円の減につきましては、先ほど地方債補正で説明いたしました内容での補正計上となります。

次に、25ページになります。

歳出です。

歳入と同様に、主なものについてのみ説明をさせていただきます。

初めに、各科目にわたりまして給料、職員手当等、共済費の職員人件費の増額または減額補正を行っております。これにつきましては、主に4月の職員人事異動等に伴うものです。

26ページになります。

2 款 1 項 2 目企画管理費 8 節報償費のふるさと柴田応援寄附報償から、14節使用料及び賃借料のふるさと寄附金決済システム利用料までの増額補正につきましては、現在のふるさと納税ポータルサイトに加え、新たなポータルサイトを活用することにより、さらに周知度を高め、寄附金の増額を図るため、ふるさと柴田応援寄附金返礼品及び事務経費について計上するものです。

6 目基金管理費25節積立金3,906万7,000円の増につきましては、歳入で説明しましたとおり平成27年度の決算に伴い、歳計剰余金が7,813万4,000円となりましたが、この歳計剰余金の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てするものです。

次のページになります。

10目交通防犯対策費15節工事請負費950万4,000円の増につきましては、交通安全施設新設改良工事として船岡東二丁目地内の船岡小学校通学路における横断防止柵の取りかえ工事を行うものです。

28ページになります。

一番下です。2款4項3目町議会議員一般選挙費13節委託料126万9,000円の増につきましては、選挙人名簿の調整など電算処理システムの一部改修に伴う委託料の増額補正となります。

次のページになります。

一番上です。4目土地改良区総代選挙費116万円の減につきましては、土地改良区総代選挙が無投票となりましたので、事前の執行経費などを除く額を減額補正するものです。

飛びまして、34ページになります。

4款1項7目予防費13節委託料401万8,000円の増につきましては、これまで任意の予防接種でありました乳児に対するB型肝炎ワクチン接種が10月から予防接種法に基づく定期の予防接種になることに伴う増額補正となります。

次のページになります。

一番下です。6款1項8目農道費15節工事請負費324万円の増につきましては、農免農道槻木線で路面損傷の激しい入間田地区、富沢地区の4カ所の舗装改修工事を行うものです。

次のページになります。

6款2項1目林業総務費19節負担金補助及び交付金120万4,000円の増につきましては、イノシシによる農林作物への被害を防止するため、電気柵の設置など鳥獣被害防止対策事業補助金の交付申請の増加による増額補正となります。

次のページになります。

7款1項2目観光整備費13節委託料観光地等整備事業委託料100万円の増につきましては、船岡城址公園内に日本さくらの会、三菱UFJ環境財団などから寄附を受けました花木の植栽及び草刈りなどの環境整備に係る委託料です。

8款1項1目土木総務費22節補償補填及び賠償金283万3,000円の増につきましては、西船迫二丁目地内の家屋補償対象地に戸建て住宅の建築が予定されていることから、鋼管くい工事及び基礎工事に係る経費について補償するものです。

次のページになります。

8款2項2目道路維持費11節需用費980万円の増につきましては、町道及び側溝等の修繕に

係る修繕料です。

次の13節委託料434万7,000円の増につきましては、町道側溝の清掃委託料として216万円、道路のひび割れなどの現状を把握するための路面性状調査業務委託料として218万7,000円をそれぞれ計上するものです。

15節工事請負費524万1,000円の増につきましては、槻木地区雨水対策工事について排水能力の向上を図るため、管渠の口径変更に伴う増額、船岡地区雨水対策工事については当初排水ポンプ制御盤の新設を予定しておりましたが、既設制御盤を改良して対応することに伴う減額、一般町道維持改修工事については町道槻木2号線の舗装の老朽化が激しく、さらに一部未舗装箇所があることから、舗装改修工事を行うものです。

次のページになります。

8款4項4目都市下水路費15節工事請負費450万円の増につきましては、老朽化しております上名生字新大原地内の古河都市下水路の転落防止柵取りかえ工事を行うものです。

5目公園緑地費11節需用費178万2,000円の増につきましては、公園遊具及びトイレ施設などに係る修繕料です。

次の13節委託料1,934万1,000円の増につきましては、テングス病駆除と桜の樹木の剪定、再生に係るさくら育成管理委託料、船岡城址公園整備計画に基づく船岡城址公園内の原田甲斐・柴田外記供養塔周辺整備のための歴史資源再整備実施設計委託料、それから今年度で市街地整備総合交付金事業が完了することに伴い、事業の事後評価として事業成果などの検証を行う事業活用調査委託料をそれぞれ計上するものです。

15節工事請負費8,118万9,000円の増につきましては、四日市場沖公園ののり面整備及び船岡城址公園の園路整備に係る公園施設整備工事、桜の小径の停車帯及び横断防止柵などの整備を行う桜の小径整備工事、それから歳入で説明しましたとおり、交付金対象事業として交付決定がありました白石川堤外地の園路・護岸整備などを行う白石川堤外地環境整備工事を行うものです。

次のページになります。

10款1項2目教育管理費13節委託料の船岡小学校大規模改造工事監理業務委託料1,053万円の減、14節使用料及び賃借料の船岡小学校仮設倉庫賃貸借料237万6,000円の減、15節工事請負費の船岡小学校大規模改造工事（エコ）（Ⅰ期工事）分の減につきましては、歳入で説明しましたとおり関係予算につきましてそれぞれ減額補正をするものです。

なお、15節工事請負費の船岡小学校大規模改造工事（エコ）（Ⅰ期工事）分につきましては、

当初2億円の予算措置をしております、今回1億7,297万8,000円の減額補正を行い、2,702万2,000円の予算残額となりますが、この予算による単独事業としまして教室給排水設備改修工事、特別教室の床改修工事、普通教室の黒板改修工事をそれぞれ実施するものです。また、老朽化しております西住小学校の電気式暖房機をFF式石油暖房機に取りかえを行う改修工事、及び柴田小学校の暖房機に附属する送油配管が老朽化していることから、取りかえを行う設備改修工事の増額補正となります。

43ページになります。

10款5項4目図書館費25節積立金としまして、図書館建設基金に668万5,000円の積み立てを行います。財源につきましては、歳入で説明しましたとおり平成27年度決算で確定しましたふるさと柴田応援寄附金が財源となっております。これによります基金の残高は1億5,730万4,370円となります。

次のページになります。

一番上です。10款6項1目保健体育総務費25節積立金80万円の増につきましても、財源はふるさと柴田応援寄附金としまして、スポーツ振興基金に積み立てを行います。これによります基金の残高は2億1,551万1,915円となります。

3目給食センター費25節積立金176万円の増につきましても、同じくふるさと柴田応援寄附金を財源としまして、学校給食センター建設等整備基金に積み立てを行います。これによります基金の残高は1億176万5,630円となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。**質疑は、まず債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入を一括といたします。歳出については、まず1款議会費25ページから4款衛生費34ページまで、次に6款農林水産業費35ページから12款公債費44ページまでといたします。なお、質疑に当たってはページ数を示して行ってください。

まず、債務負担行為補正、地方債補正を含め総括と歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。これで総括と歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

まず、25ページの議会費から34ページの衛生費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

5番 斎藤義勝君。

○5番（斎藤義勝君） 5番斎藤です。

26ページ、2款1項3目13節のふるさと寄附金についてお伺いします。

平成27年度末でたしかふるさと納税額が5,652万円と聞いたんですけれども、先ほど財政課長の説明で新たなポータルサイトを立ち上げたということでしたが、これについて詳しい説明と、あと直近のデータでよろしいので、28年度ふるさと納税がどの程度入っているのかをお伺いします。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 新たなポータルサイトといたしまして、現在考えておりますのは、1つは楽天市場の楽天でございます。2つ目は「さとナビ」というソフトバンクの系列の事業所でございます。

2つ目の直近の4月からのふるさと柴田応援寄附金の現状でございますけれども、8月31日現在で申し上げますと合計で寄附の件数は456件、金額にいたしますと1,249万円のご寄附を頂戴しているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 直近で456件、1,249万円と聞いたんですけれども、これは昨年の同期と比べて増減の度合いはどうなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 済みません、先ほど私「さとナビ」と言ったんですが、「さとふる」でございました。申しわけございません。失礼いたしました。

昨年度と比べてでございますけれども、昨年度は1桁違っております、7月末の時点、27年4月から7月までにつきましては43件、ご寄附をいただいた金額は73万1,000円でございます。28年度4月から7月までのデータですと、ご寄附の件数は345件、金額にいたしまして989万円ということですので、1桁ふえているというふうになってございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

ほかに質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 1点目は26ページのふるさと柴田応援寄附金のことなんですが、全体としてこのくらいの寄附があった、そして片方での費用ということで、例えば今回出ている報償費ですか、あとは業務委託料、それからシステム利用料と。手取りが幾らになって、今回も各種積み立てのほうに回したりしているようなんですけれども、全体像がわかるように現時点の説明をお願いしたいと思うんですけれども。これが1点目です。

2点目は、31ページの一番下に保育所費が今回マイナス1,904万3,000円、主に人件費、給料マイナス1,219万円、職員手当等もマイナス490万円と、これは職員が減ったということなんでしょうか。待機児童解消で、国を挙げて待遇改善とかをやっている時代に、職員がやめたとか、どういうことなのかご説明願いたいと思いますけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点目、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 26ページ、8節報償費875万円、13節委託料129万6,000円の内容でございますけれども、8節の報償費につきましては、寄附をいただきました方への返礼品と送料でございます。それから、13節委託料でございますが、こちらは先ほど申しました「さとふる」というサイトと委託契約を結びますので、そちらの経費ということになってございます。また、14節使用料及び賃借料につきましては楽天と契約をいたしますので、そちらの経費となっております。

○議長（加藤克明君） 2点目、総務課長。

○総務課長（加藤秀典君） 先ほどの人件費の関係です。説明でも財政課長が申し上げましたとおり、人事異動に伴うものが一番大きいんですけれども、この中には当然育児休業とか、それから新規採用職員の配置によって単価も変わりますので、計上の仕方も若干変わりますので、全体的には人事異動に伴うということで、特にこのところが大きい数字になっているんですけれども、個別に一人一人の対照表をつくっておりませんでしたので、ご理解いただければと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 済みません、私がふるさと柴田応援寄附金のことを聞いたのは、現時点で全体として寄附が幾らになったと、それに対して費用がどのくらいかかっていると。だから差額が町としての手取りになって、それで今回も図書館とかの積み立てに回したというんですか、そういう全体像がわかるように説明願いたいと。どんどんもらえていいというけれども、報償費もかかっているわけでしょうから、そこをほかの議員もわかるように説明願いたいということなんです。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 失礼いたしました。

今回2つのポータルサイトを導入するというお話でございますけれども、この金額でございます。13節委託料、14節使用料及び賃借料でございますけれども、ご寄附があつて初めて発生する経費でございます。寄附がなければ経費はゼロという内容となっております。

○議長（加藤克明君） 課長、全体の。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 失礼いたしました。

13節委託料につきましては、委託料率は寄附金額の12%となっております。また、14節使用料及び賃借料は、利用料率は寄附金額の15%となっているところでございます。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。再々質問になります。

○14番（舟山 彰君） くだいようですけれども、現時点で全体で寄附が幾らになった、それに対して費用がどのくらいかかっていた、差額が手取りという形で各種積み立てのほうに回しているという、そういう全体像。全体像の意味わかりますか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 失礼いたしました。

全体量ですと、ご寄附いただいた35%は返礼品等の経費に係ります。約15%は委託料ということで事業所にお支払いするということですので、半分は経費等に支出いたしまして、残りの約50%は町の財源になりまして、各目的の事業に充当するという形になってございます。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

同じく26ページのふるさと柴田応援寄附金のことなんですが、先ほど本年度の4月から8月31日までの件数、金額は伺ったんですが、どの事業にどのくらいというところまで説明いただけますか。

それから、返礼品は牛タンがすごい人気だったということなんですが、今年度も同じ内容で行っているのでしょうか。そしてやっぱり牛タンがすごい人気なのでしょうか。一番人気のあるものについて教えていただきたいと思います。

それから、27ページの10目交通防犯対策費15節工事請負費で、先ほど交通安全施設新設改良工事は船岡東の船岡小学校のいうところまでは聞き取れたんですが、済みません、その後がよく聞き取れなかったもので、もう一度説明願います。課長少し早口で、聞き取れない部分が結構あったので、ゆっくりと説明いただければと思います。

それから、32ページの3款民生費2項児童福祉費、一番下の施設給付費で51万3,000円があるんですが、これの説明をお願いします。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 1点目でございます。先ほど8月末日現在の件数と寄附の合計を申し上げましたが、使途についてお話をいたします。1点目、桜のまちづくりに関する事業、62件、金額は219万円。2つ目、教育に関する事業、83件、241万円。3点目、福祉に関する事業、69件、187万円。4番目、まちづくりに関する事業、40件、87万円。5点目、総合体育館に関する事業、4件、17万円。6点目、図書館建設に関する事業、10件、22万円。7点目、学校給食センター建設に関する事業、20件、54万円。その他としまして、自治体お任せというものが168件、422万円。合計で456件、1,249万円となるものです。

続きまして、寄附の返礼品の内容でございますけれども、現在新年度に入りまして新たな返礼品の開発を進めているところでございます。内容につきましては、仙台筆筒、また町内の陶芸、ブルーベリー、リンゴ、米などを新たにつけ加えて、拡大をしているところでございます。

また、これらの特産品の中の多いところというお話でございますけれども、牛タンが約8割を占めているということになってございます。

○議長（加藤克明君） 3点目。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） 済みません。早口で大変申しわけありませんでした。

船岡東の船岡小学校の通学路になります。詳しい内容はまちづくり政策課長からご説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 15節工事請負費、交通安全の施設でございます。こちらの中身でございますけれども、横断防止柵でございます。場所につきましては、町道船岡東18号線、松ちゃん食堂からイトーチェーンまでと、町道船岡中央16号線、イトーチェーンから現在ラーメン店の仙休、もとの寿司長の前まで、総延長194メートルとなるものでございます。水色のネットフェンスが現在ございますけれども、塗装が剥がれている状況となっておりますので、新たに、現在船岡小学校前からイトーチェーンまで南に向かって両サイドにつくった防止柵がございますけれども、そちらと同じように茶色のポールで3段ということで施設がえをしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 4点目。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 32ページの施設給付費の負担金補助及び交付金の施設型給付費51万3,000円の増でございますが、これにつきましては当初は柴田町外、ほかの市町に入園している人を1名で予算計上したところですが、もう1名ふえて2名ということになりましたので、51万3,000円を増額させていただき予算としております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 済みません、先ほど抜けていたんですが、33ページの保健衛生費の環境保全費で、浄化槽設置整備事業補助があるんですが、この説明をお願いします。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 当初において、20基程度の予算措置をしたわけですが、浄化槽を必要とするエリアに対しての建築戸数が非常に多かったということで、今回5人槽3基、7人槽3基、計6基の補正をお願いするものであります。

○議長（加藤克明君） 再々質問ありますか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 次に、35ページの農林水産業費から44ページの公債費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。6番平間奈緒美さん。

○6番（平間奈緒美君） 6番平間奈緒美です。

39ページ、都市計画費の公園緑地費、節15の工事請負費ですが、先ほど課長のほうからこの公園施設整備工事、桜の小径整備工事、白石川堤などの説明がございましたが、もう少しだけ詳しく説明をお願いしたいと思います。

それと40ページ、教育管理費、節15の工事請負費、船岡小学校大規模改造工事についてなんですけれども、今回国の予算がつかず、見直しのため廃止となって、2億円のうちの残り分を学校からの要望ということで何点かつきましたが、早口でちょっとメモを書き取れなかったので、もう一度その説明をお願いしたいと思います。お願いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点目、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 39ページ、15節工事請負費でございますけれども、まず公園施設整備工事でございます。先ほども財政課長が簡単に触れましたが、内容としましては四日市場沖公園にのり面部分があるんですが、そちらの改修をしまして、自転車を置くスペースを確保したいということ、それから船岡城址公園内のアジサイ谷、下の谷のほうにおいていく部分がありますが、昨年度、途中まで工事が終わっているので、残りの急な部分について階段を直したいということでございます。

それから、桜の小径整備工事につきましては、実は船岡城址公園の西側駐車場からしばた千桜橋方面に横断者が多数いるんです。横断歩道がないので、当然あそこは横断できないんですが、しばた千桜橋方面から西側に行く人もいるということで、横断防止柵の設置、あとは旧踏

切跡が桜の小径の東側の部分に残っておりまして、その土どめ工事をJRからも要望されていますし、改良しないといけないということで、そちらの土どめ工事を予定しているところがございます。

さらに、白石川堤外地の環境整備工事でございますけれども、鷺沼排水路、今、木橋をかけようとしているんです。今、下部だけはできているので、その上に木橋を1基かけて、お互い行き来できるようにいたします。

それから、園路の舗装、護岸、さらには休憩施設ということで、渡っていてもなかなか休む場所がないということが以前から言われていましたので、旧水道施設、石垣で組まれている部分があるんですけれども、そちらのほうに、あずまや1基とベンチ3基を設置したいと考えています。あとは、一部植栽なども予定しているところがございます。

以上です。

○議長（加藤克明君） 2点目、教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 40ページ、教育管理費の中の工事の関係でございます。先ほど財政課長がお話ししたとおり、船岡小学校につきましては国の補助金が見つからないということで、学校等と相談して、できる範囲で一般財源を投入した事業はできないかと模索しまして、さっきお話し申し上げた3つの工事をさせてもらうということです。

1つは教室の給排水設備改修工事ということで、18教室分、現在ベランダ等に簡易的な手洗い場があるんですが、ベランダですので当然子供たちに危険だという部分と、教室に1つしか蛇口がございませんので、それを4口にする工事をします。

もう一つは、特別教室床改修工事ということで、理科室の2教室と家庭教室の塩ビシートの変更をかえをさせていただきます。

もう一つは、黒板改修工事ということで、黒板がかなり傷んでおりますので、20教室分の黒板を張りかえる工事をさせてもらうということです。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ

○6番（平間奈緒美君） 船岡小学校大規模改造工事ができなくて、その中でも次につながるような工事ということで、何点かやっていただいて大変ありがとうございます。では、今後まだまだこれから東船岡小学校、西住小学校と大規模工事が計画されているわけですがけれども、おくれたことによるほかの学校への影響なんかはどんな感じなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 現状を申し上げれば、今、国で補正予算を審議されていると思うんですが、それに対して柴田町としても今回いろんなことを要求しているんですが、その中の一つとしまして船岡小学校大規模改造工事をまた引き続き強くプッシュして、それに計上していただくというふうなことで要求はしております。それが通るか通らないかの判断ではあるんですが、それを踏まえながら、今お話しされました東船岡小学校、西住小学校の大規模工事に進んでいくという方向だと思います。ただ、国にあっては補助金が当初段階もつかないという現状を踏まえれば、やはりできるところで手を挙げて補助金をいただきながら事業をするというのが現状かと思いますので、引き続き国の動向を踏まえながら、町としては計画を進めながら対応してまいりたいというふうには思っております。

○議長（加藤克明君） 再々質問になります。

○6番（平間奈緒美君） 国の動向を見ながらということなんですけれども、本当にまだまだ学校関係、設備の老朽化等、いっぱい抱えていると思うんですけれども、国の動向がもう少し詳しくわかればお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 現在、確定という通知もされておられません。ただ、現状では国から前年度前倒しでできる事業はないのかという問い合わせもございます。ということは可能性としてはないことではないんですが、前倒しで事業が計上されまして、それに基づいた事業を今年度計上させていただいて、繰り越しありきの事業というふうな形での補助金がつく可能性もないことはありません。ただ、これも決定ではないので、国の予算もございますものですから、それを今後情報にありましたら当然私どもも要求しますし、通知があれば議会等におきまして補正予算を計上させていただきながら事業を進めていくというのが現状でございます。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 実は当初予算では国からの採択がなくて、船岡小学校大規模改造工事の減額を提案せざるを得なかったと。大変申しわけなく思っておりますが、町長は幸運なんですかね。補正予算、国のほうで1,400億円追加して出すということで、町のほうにはこれまでの事業、それから今後の事業について一応書類として出なさいというふうに言われて、出しております。出したのが船迫小学校の空調大規模改造、FF暖房機の更新です。それから、船迫小学校では照明器具、これも議会の懸案事項でございました。それから、船岡小学校大規模改修、校舎と屋体、槻木小学校のFF暖房機、東船岡小学校のトイレ、これも議会で議論になっていたところですが、今回出させていただきました。船迫中学校のトイレの洋式化、槻木小学

校の耐震補強、これは実施設計を上げさせていただいております。来年度予定をしているんですが、船迫小学校も同じです。このように、全て上げさせていただいております。もしこれが全部採択になりますと、全て現金を出さなくて、補正債でやれると。大変有利なものであります。その補正債も、100%使えます。100%使ったうちの半分、50%は実額算定ということになります。ですから、普通は3分の1補助なんですけど、多分3分の1を超える補助金がつくようになるということでございます。ですので、12月にはこの議会で報告できるようになるのではないかとこのように思っております。とらぬタヌキの皮算用にならないようにはしますが、恐らくわざわざ国のほうで出ささいというふうに言われて出しているものですから、私としては大いに期待をしているところでございます。そのときには起債がふえますが、ご勘弁をいただきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありますか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 37ページなんですけど、7款商工費の中の3目コミュニティプラザ管理費、需用費として22万9,000円が上がっているんですけども、修繕費にしてはちょっと低いんですけど、どのような内容なのか教えていただきたいと思っております。

あと、同じページの一番下なんですけど、土木費の土木総務費の22節家屋補償事業で、先ほどは鋼製ぐいのくい打ち工事というのだけは聞こえたんですけども、この辺についてももうちょっと詳しいお話を聞きたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） コミュニティプラザ管理費の修繕料につきましては、槻木駅の2階になりますけれども、エレベーターと歩道に若干すき間が出ております。転んだりなんかしますと危のうございますので、そのすき間を改善するための修繕工事ということで、計上させていただいております。

○議長（加藤克明君） 2点目、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 37ページの家屋補償関係については、西船迫二丁目の補償対象地域におきまして、新築1件の申し出があったと先ほど財政課長も申し上げましたが、補償内容としましては地盤改良として鋼管の打設、これは50センチメートル物を25本打って、周りをソイルセメントでもってさらにくいをつくるという工法、さらには基礎工事ということで、コンクリート打設を計上しているという部分の補償でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 先ほどのコミュニティプラザの改修は槻木駅ということなんですけれども、槻木駅のポーチの部分から雨漏りがかなりひどいんですけれども、その辺は補修される計画はないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 済みません、どこになりますか。もう一回お願いします。

○議長（加藤克明君） もう一度お願いします。

○4番（秋本好則君） ポーチといいますか、ちょうど入り口のところ、どこから雨が入ってきているか私わからないんですけれども、ちょうどダウンライトがあるんですが、ダウンライトあたりから雨が降ったときは水が落ちてくるということで、てっきりあの辺のことかなと思ったんですが。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 改札口を出たあたりかと思えますけれども、あそこは実はちょうど屋根の部分に水がたまりまして、そしてとよが2カ所あるんですけれども、そこを通じて雨水が流れる形になっているんですけれども、雨の量が多くなりますと、のみ切れなくなって、どうしても前のほうに流れてしまう、漏れてしまうというのが実情でございます。場合によっては、雨のときにそのとよにごみが詰まったりということもあるんですけれども、常時点検いたしまして、なるべく前のほうに水が漏れないように、雨漏れしないように体制はとっているんですけれども、どうしても強い雨の場合はそういったのみ切れないという状況で前のほうに落ちるといようなことになっております。

○議長（加藤克明君） 再々質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） 雨がたまるから雨漏りするというのは当たり前の話ですから、それこそ修理しなければいけないんじゃないかと思うんですけれども、例えば雨どいをもうちょっと口径を大きくするとか、そういう物理的なもので補修していかないと、いつまでたっても直らないんじゃないかと思えますけれども、その辺の予定は全くないのかということをお聞きしたいと思えます。

それと、家屋補償のほう、1件の新築に伴うということなんですけれども、これは地盤改良ということなんですけれども、地盤沈下とかそういうことが起きている原因は。改良する原因。新築についてやるということは、多分ほかにもやるのか、ここの1件だけ特別なのか、その理由について教えてもらいたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 槻木駅の雨漏りの関係になりますけれども、今2カ所とよがあるわけなんですけれども、建築当時からその2カ所で雨水を流していたわけなんですけれども、設計上その2カ所で間に合うということで設計されたと思うんですけれども、実際台風ですとか大雨のときに、そういうふうにもみ切れないということで雨が前のほうに落ちているということになっておりますので、当面今の状態で様子を見させていただきまして、少しの雨でもみ切れなくて漏れるというようなことになりましたら、その辺一度見積もりをとるなり何かして、対応を考えていきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 西船迫団地については、昭和53年にできたということでございますけれども、町で造成を行った土地について、軟弱な土地を対象に従前から補償をしております、実は西船迫団地については限定された場所は51区画ございます。それで、まだ補償が残っている部分は23区画あって、その当時発売したときは住宅供給公社でもって分譲したんですけれども、その際この土地については補償対象地区、いわゆる軟弱な土地に持ってしまったがために補償しますということで、最初から言っている部分の地区でございます。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。5番斎藤義勝君。

○5番（斎藤義勝君） 5番斎藤です。

38ページ、8款2項2目13節委託料の中に町道側溝清掃委託料216万円とありますが、まず1点目は今回どの場所の側溝を掃除するのかということ。

続いて2点目、その下の路面性状調査業務委託料、これはちょっと聞きなれない言葉なんですけれども、恐らく道路のひび割れとか平坦性とかそういったものを調査すると思うんですけれども、これの説明。

あと、予算額が218万7,000円となっておりますが、柴田町には町道が総延長で300キロメートルを超えていると思うんです。この予算で、キロ数と、具体的にどの場所を調査するのか、これを教えていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） まずは13節委託料、町道側溝清掃委託料でございますけれども、今回は200メートルほど実施したいと思っておりますが、1つは以前から船岡中央二丁目と三丁目周辺、土がたまっていて流れを阻害しているとか苦情が多かった場所について、それと船岡新栄五丁目周辺、実は農地とか公園のそばもそうなんです、まだ空き地の部分がいっぱい残

っているんですけれども、そちらからどうしても土が側溝の中に入って行って、大雨の際の冠水の原因とかにもなるので、そちらを全体で200メートル程度ということで予算化をお願いしたいと思っています。

あとは、路面性状調査業務委託料でございますけれども、町道は全路線で341キロメートル管理してございまして、本当は全面的に341キロメートルやって、どこが壊れているのかというのを調査したいんでございますが、今回はそのうちの9キロメートルを調査したいと。それでもって、防災・安全交付金の道路補修の補助事業でもってその傷んだ箇所を取り込みたいと、そのストックにしたいという意味合いもございます。場所としましては、9キロメートルのうち今回新生町、北船岡、西船迫、槻木市街地の一部を考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○5番（斎藤義勝君） 路面性状調査の説明もさっきお願いしておいたんですけれども。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 大変失礼いたしました。路面性状調査でございますが、路面のひび割れとか傷んだクラックなんかが生じている道路がございます。その上を機械を搭載した車が通って、ひび割れ率はどの程度なのかとか、あるいは穴とかのほころびとか、そういった箇所が幾らあって、その道路の傷みぐあいを数字的にあらわしていくという調査でございます。道路を後ろに機械をつけた車が走って行って、クラックや穴等の調査をして、傷みぐあいは何%ですという数字化をする調査ということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） そうすると、道路の傷みぐあいの調査、今までは人力調査というか目測とかを町でやっていたと思うんですけれども、こういった機械でやった場合に、ひび割れのぐあいの程度を見きわめる違いとか、かなり向上はすると思うんですけれども、どうなりますか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 斎藤議員おっしゃるとおり、なかなか人の目、目視ですと、人によってどうしてもひび割れがなかなか発見できなかったりといった差が出まして、なかなか不確定な部分も出ます。機械ですと、決まったもので、ここを通ったらひび割れについてはこう入っていますよ、道路の一部分にこう入っていますと、一定の決め方で機械の目線でもって調査ができますので、どこの道路を歩いても一定の調査ができるということが可能になるので、そういった機械でもってやらせていただきたいということでございます。

○議長（加藤克明君） 再々質問どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） そうすると、この調査はかなり精度がいいということで、今後の道路の改修工事とかはやはりこのデータをもとに優先順位といいますか、毎年一気にするわけにいかないですから、ある程度このデータというのは重要視されるようになるわけですね。それをお伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） その調査をしますと、先ほど数値化というお話をしましたけれども、例えば今度調査する新生町、北船岡、西船迫、槻木市街地の中でも、同じはかり方をしますと、この道路は傷みぐあいが20%ありました、あるいは北船岡のほうが40%いってまうということで、実際は北船岡のほうが40%なので数値的には高いんですけども、その辺は全体としてここが明らかに、例えば通学路だとかそういったところは優先しなければならないだろうし、優先順位については私のほうで危険性とか重要性、あるいは通行量なんかも考慮しながら決めていければというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。7番佐々木裕子さん。

○7番（佐々木裕子君） 7番佐々木裕子です。

38ページ、節15、工事請負費ですが、524万1,000円、槻木地区雨水と船岡地区雨水となっておりますけれども、これはどのような内容の工事となるのか、現場はどこになるのか、その2点をお伺いいたします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） まずは、槻木地区の雨水対策工事でございます。こちらは今槻木西三丁目、もみのき園のちょうど南側のほうにポンプを8インチ1台。さらに、畑中踏切がございまして、そちらに白幡地区の水を排除するために1台設置、今発注しているところでございます。槻木西三丁目は、既設のポンプとかも入っているんですが、能力向上のために、現在200ミリの塩ビ管がずっと側溝の中に入っているんで、地中化して、さらに口径を250ミリに変更して、できれば障害のないように排水したいということでございます。

船岡については、船岡西二丁目に8インチ1台、いつもと言ったら非常に失礼なんですが、冠水してしまう場所に8インチ1台、それから大住地区は大住公園のそばですとか、それから保科宅、実名を出して非常に申しわけないんですが、一番低い部分に8インチ、それぞれ1台をつけることになっていたんですが、船岡西二丁目については実はきのう終わってしまして、きょう大雨が予想されていますけれども、これは排水能力が上がるなど、今までそちらにも仮

設ポンプを置いていたんですが、別な地区に回せるということで、安心しているんですが、船岡西と大住地区に制御盤を新しく設置しなければいけないという設計を当初していたんですけども、ちょうど制御盤のメーカーに見てもらったところ、大住地区1基、それから船岡西についても既存の制御盤を利用できますということでしたので、その分を減額させていただきたいということでございます。

槻木地区については増額ということでございます。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） ただいま答弁いただきまして、船岡西二丁目は終わったということで、大変うれしいことでございます。

それでは、この工事のための通行の安全というのはどういうふうに考えておりましたか。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 船岡西ですと、道路が狭い部分もありましたので、一時的に通行どめをさせていただいて、歩行者だけは誘導員を前後に配置して通してということにしておりました。大住地区についても、一部通行どめにして、人については残念ですけれども少し迂回道路を設けて通行していただいたということでございます。あとは、道路の広い部分については片側交互通行でもって、これまた誘導員を前後に配置しまして、手処理をしていたということでございます。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。13番水戸義裕君。

○13番（水戸義裕君） 38ページの道路維持費の節18、備品購入費の除雪機についてお聞きします。

それともう1点が、39ページの都市下水路費の節15、古河都市下水路転落防止柵改修工事についてお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 備品購入費でございますが、これは歩道用の除雪機2台の購入ということで、現在5台を歩道用の除雪機械として貸し出ししているんですが、そのうち2台、平成9年度のものなかなか部品の調達も困難になったということで、2台購入させていただきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 2点目、上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 2点目の都市下水路費の古河都市下水路転落防止柵改修工事ですが、既設のネットフェンスがございます。それにつきましては、経年劣化でかなり傷んでおりますので、危険な状態になる前に、今も直営で改修とかお世話をしているんですが、それをもとに新設、122メートルの転落防止柵を設置するものです。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 除雪機なんですが、東船岡地区から船岡中学校に通っている子供たちは、雪が降ったときは歩道を通れなくなるんです、歩道が除雪されないものですから。それで車道を通ると、車と一緒に危ないということで、除雪機の購入というのは前から私もこの議会で言ってきたので、貸し出ししているという状況だというふうに思ったんですが、この辺についての除雪機の常備とか、使い方ということで、今後も考えていってほしいということと、今回5台あってさらに2台買うということなので、これが貸し出しされるのであれば、雪が降った日に通学する子供たちのために使えるような手だてとか、そういうことも、今度は誰が除雪するか、それはまた問題なんですけれども、そういったことをお聞きして、そしてそういうことがあるということで周知してほしいと思います。

それから、古河都市下水路なんですが、これは県道50号線から上名生13号線に入ってくるところにありますよね、下水路のところフェンス、あそこなんですか。ということと、あそこもやはり雪が降ったときに東船岡小学校に通う子供たちが、あそのネットフェンスに除雪されると、今度子供たちが車が来るとよけるところがなくなるということで、あその下水路にふたをするかどうかして通学路を確保してくれないかということをお地区から以前言われて、話はしているんですが、そういった意味で古河都市下水路ということでそこだったのかなというふうに思ったんですが、具体的にどこなのか教えてください。

○議長（加藤克明君） 1点目は要望ですか。除雪機を貸し出しということでお願いしたいと。

（「だからその使い方。貸し出しの仕方」の声あり）では、都市建設課長。1点目。

○都市建設課長（水戸英義君） 先ほど言い方が悪かったんですが、5台中2台が部品困難な状態で、今2台は壊れている状態なんです。それで2台を買いかえるという形でございます。

あとは、先ほど議員言われた場所なんかも、歩道については業者に頼んで全てやっている部分でございますので、住民に貸し出しとかでもいいんですけれども、もし住民がやっていただけるとかということであれば、当然貸し出しすることは可能ですし、その辺は考えていきたいと思っております。しっかりと住民に周知を図っていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 2点目、上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 場所なのですが、議員おっしゃるとおり上名生、町道名で言いますと13号線、東海高熱工業株式会社の西側ですか、北南で都市下水路が開渠になっている部分、多分おっしゃる場所だと思います。そこから南に下がって、イオンタウンに向かうところですか、そのあいている部分の劣化したフェンスの新設の予算のお願いでございます。以上です。

○議長（加藤克明君） 再々質問ありますか。どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 除雪については、私も以前自宅の除雪をして転んで肋骨にひびが入ったということで、除雪機を買いました、ことしの冬には幅60センチメートルで除雪してやっていたら、後ろを見たら子供たちが来たということがありまして、少しは役に立ったかなと思ったんですが、そういう意味では東船岡から船岡中学校に来る子供たちのそういうことをぜひやってほしいと思うんです。業者ということではあるんですが、子供たちが通う時間帯に業者がやってくれるかどうかというのも若干疑問もあるので、そういうのに使えるよということで、そして誰かやってくださいみたいな、いわゆる推進策というか、そんな感じでぜひ除雪機を役立ててほしいと思います。

それから、古河都市下水路の通学路も雪が降ると非常にやっぱり狭いという状況ということがあるので、あそこの下水路にできるかどうかということでは、ふたをしてちょっと広げてもらえれば、除雪しても子供たちが通れることになるという話を、地区のほうでもそういうふうに言っていますので、ちょっと今後というか、新しくつくってしまうとそれをまた壊してやるかという問題もあるんですが、考えてほしいということで、よろしく願います。

以上です。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 39ページの公園緑地費の委託料、さくら育成管理委託料863万8,000円なんですが、これはふだんどういう育成管理をしてもらっているかということなんです。実は町民の方から、町がしばた千桜橋周辺に新しく桜の木を植えたけれども、役場職員と思われる人が毎日のように水かけをしていると。あの水代もばかにならないし、役場職員だったらほかにも仕事があるんじゃないかということを私に言ってきたんです。町は桜の管理は委託しているから、役場職員ということはないだろうと思いますけれどもとは言ったんですが、毎日のようにあそこを通る町民の方がそう思っているものですから、改めて桜の育成管理はふだんどういふことをお願いしているのか、あと町民の疑問だった役場職員ということはないと思うんですがという点を確認したいんですけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） なかなか耳の痛い話もございましたけれども、桜と言わず実は樹木管理というものも当初でお認めいただいているものについては対応していますし、それから常に点検はして、悪いところはないか、あるいは枝が下がっているところはないかとか、気をつけて点検しているつもりでございます。ただ、水かけについてなんですけれども、8月に34度くらいずっと続いたときがあつて、雨も本当に降らない時期が続きました。その際、桜が弱っているのではないかということで私どものほうにも相当電話が入って、植えたばかりなのに少し元気がないのではないかというような電話が実は多数あつたものですから、申しわけないですけれども、うちの車両センターの職員が夕方4時ころからかけさせていただいたということは事実でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 電話なんかもあつたから急いでやったということなんです、その水代というのもどこから出したというか……。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 水代といいますか、車両センターの前は旧浄水場施設でございまして、備品タンクとかもございまして、上下水道課の施設からタンクに300リットル、500リットルといただいているということでございます。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 桜の小径なんです、実はさくらの会等の寄附で苗木をいただいて、そして全国の造園組合の青年部の方がボランティアで植えていただいたということをお話しないと、役場の職員の水かけだけ注視されて、そこだけ指摘されると困る面もございまして、やはり議会としては全体の報告をしているわけですから、そのときにこういう事情があつて、そのうち1本が枯れかけて、多くの町民からどうなっているんだという電話が来たと、そういうことを話さないと、部分だけでやってしまうとそういう誤解を受けますので、寄附をいただいているということもお話しされると、その方は「ああ、そうなのか」という話になるのではないかと、そういうふうにお話しておりますので、今後よろしくお願ひしたい。

ちなみに、今度は平成28年度分なんです、これも寄附をもらって植えたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。よろしいですね。

ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

37ページの商工費の観光整備費の13節委託料に100万円の観光地等整備事業委託料で、先ほどの説明では船岡城址公園に寄附いただいた植栽の金額だということだったんですが、たしか去年もあったかと思うんですが、やはり寄附をいただくときにこれからは植えるところまで企業で負担していただくというふうに変えていかないと、例えば木をいただいた、100万円一般財源から出しますでは、ちょっとおかしいのではないかなと思うので、企業との話し合いはこういうふうになっているんですか。こちらから申請をして寄附いただいているのか、あちらから寄附したいと言ってきているのかも含め、それから樹種の選定や、じゃあ植えるのはどこが負担するかという、そういうことについてどういうふうに話し合っているのか伺います。

あと、木はどのような種類で何本ぐらいあったのか。

それから、39ページの公園緑地費の需用費に修繕料があるんですが、先ほどトイレ、遊具だということだったんですが、どこのトイレ、遊具ですか。遊具はどのようなものを入れたんでしょうか。

それから、その下の委託料の事業活用調査委託料、事後評価だということだったんですが、どの事業の事後評価になるのか、そしてどういうところに委託するのか伺います。

それから、その下のほうの駅周辺整備管理費の需用費に修繕料として178万2,000円があります。この説明をお願いします。

それから、同じく39ページの消防費の11節需用費の消耗品費の説明をお願いします。

○議長（加藤克明君） 1点目、町長。

○町長（滝口 茂君） 日本さくらの会は、苗木だけの申請になります。作業、それから添え木、肥料等は自前でやる場合に寄附をするということになっております。その苗木も、土のついた苗木ではなくて、根だけの苗木ということでございますので、なかなか植えるのが大変でございますので、これは専門家に委託しないと難しいという面がございます。

ちなみに、日本さくらの会の寄附分は陽光桜85本です。100万本植樹、これは環境税を使った県からの寄附でございますが、マンサクほか145本の苗木を植えると。それから、三菱UFJ財団、これは3年、ことしでアジサイ系はおしまいですよというふうに言われておりますが、アジサイほか200本。合計430本の植栽を予定しているところでございます。

○議長（加藤克明君） 2点目、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） まずは修繕料でございますが、公園の遊具修繕、それから水道等、トイレの修繕になるんですが、トイレについては西船迫公園、葛岡山公園。あと遊具、水

道施設については72公園中60公園くらいついているんですが、冬期間ですとか、それから夏休みが終わった時点ですと子供さんとかが若干いたずらするのか、どうも壊れている確率が高くなっています。そちらの修繕料ということで、全体が対象だということで、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、委託料の中の事業活用調査委託なんですが、これは市街地整備総合交付金事業が終わりますので、そちらの事業全体の評価ということで出したいと思っています。これについては、指名委員会で業者の選定をお願いしたいと思っています。

それから、駅周辺の修繕料でございますけれども、先ほどもとよの関係で話題になっていましたけれども、船岡駅北、それから槻木駅東、東船岡駅にも駐輪場がございますけれども、そちらのとよとかが相当傷んでございますので、そちらの修繕をして、しっかり雨の対策をしたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤克明君） 3点目、危機管理監。

○危機管理監（安彦秀昭君） 消耗品の内訳ですけれども、消防団の耐切創性手袋といいまして、なかなか切れないというか、普通の手袋よりも耐切性があるというふうな手袋を、歳入でもありましたけれども災害補償基金から72万4,000円の補助で、消防団の手袋を購入するものです。それから、消防団に活動服を去年つくったんですけれども、それを含めて、今まで中に着るシャツが冬物だったものですから、アンダーシャツのTシャツを購入。あと、今回新しくかわられた行政区長が13名おりましたので、区長の防災用の服の購入をするものでございます。以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 最初に、植栽、観光地等整備事業委託料のことなんですが、最初の説明だと三菱UFJからだけのような説明だったので、1企業からであればその企業との話し合いでどうにでもなるのかなと思ったんですが、これは全部の、日本さくらの会から100万本植樹、それから三菱UFJと全部合わせた分を植えるのにかかる費用というふうに考えてよいわけですね。確認します。

確かにもともと苗木だけということがあるかとは思いますが、そういうことをきちんと考えているのであれば、もちろん決まってからじゃないと出せないというのはあるかもしれないんですが、当初予算でことしはこういう計画だとか、何かそういうことがあってもいいんじゃないですか。こういう形で急に100万円、それって何なんだと正直思います。本当に素

人だけでは確かにきちんと植えられないのはわかるんですが、そこに何人かの専門家が入って一緒になってやるとかという形をとって、できるだけ単に委託で任せないような形をとれないかと。そうでないと、なかなか住民のものになっていかないかなというのがあるんです。木は確かに難しいんです。花の苗と違って、誰でも植えられるものではないんですが、ただ続けていくのであれば、そういう植えるのが大好きな方とかに技術を習得してもらって、町民と一緒に木も植えていくということができればいいんじゃないかと思うんですが、お考えを伺います。

それから、駅周辺整備管理費の修繕の説明だったんですが、駐輪場のとっておっしゃいましたか。雨と駐輪場がどうかかわるのがちょっと聞き取れなかったんですが、もう一度のそこのところだけ、ごめんなさい、確認します。

済みません、その前の公園緑地費、13節委託料の事業活用調査委託料は、市街地整備事業全ての評価であれば、評価が出たらじゃあ議会にも説明していただけるということなんでしょうか。してほしいということなんですが、伺います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 1点目、商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 観光地整備の関係になりますけれども、寄附をもらった上で植栽分の補正を上げさせてもらっていますけれども、申請が通るか通らないかわからないものですから、通って初めて認められて、この本数が植栽できるというような形になりますので、あくまで補正対応ということで考えていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 2点目、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 最初に、駅周辺の修繕料でございますが、これは雨水を受けるためのとよの修繕をしたいということでございます。大変発音がうまくなくて済みません。

あとは、事業活用調査委託料でございますが、これはできた段階で当然県に提出してということになります、どこでも公開はしているということになりますので、議会への報告の仕方とかがどういうふうになるかはまだわかりませんが、公開という形になります。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。よろしいですね。

ほかに質疑ありませんか。16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） 桜の委託、管理ですけれども、この間白石川で大きな桜が倒れたんです。折れたと言うんですか。きのうかな、断面がきれいに切られていたんですけれども、結構大きな断面だったんです。多分あのときは風もなかったもので、恐らく私は雨でなかったのかなと。

雨の量が多くなると、うろになっていますと、中が空洞になっていますと耐えられなくなって折れてしまうと。だから、雨のときの管理もきちんとやっていかないと、この間は東北本線のほうにちょっとかすったぐらいで、大したことなかったからよかったですけれども、あれが夜中になったら大変だなと。ぜひひとつご注意いただきたい。管理の仕方を考えていただきたい。

あともう一つ。リコリス坂からおりてきて、この間古い竹を処分してもらったんですけども、そのときに町なかを走っていた古い竹を搬出したトラックが道路に落としていったと。たまたま車も人も歩いていない時間だったので、道路に落ちただけだったんですけども、これからはそういう契約をするときにシートをきちんとかぶせて搬出していただきたい。けがをしてから、最終的には町の責任になるんじゃないかということで、ぜひひとつそこら辺もどういうふうにすればいいか、契約書にきちんと記しておくとか、そういうことが必要ではないかと。

それから、公園整備費のところは今ちょっと思い出したんですけども、三ノ丸から樅ノ木のほうに上る途中にあずまやがあります。その途中に、防犯灯ですか、大きなのがあるんですけども、下のほうは腐っていると。今回この防犯灯の交換が対象になっているのかどうか、1点だけお伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点目、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 倒木の際、我妻議員からも（「そっちはいいです。要望だけですから。防犯灯だけ」の声あり）

○議長（加藤克明君） 3点目、商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 防犯灯につきましては、地方創生の事業の中で一部フットライトの整備とあわせて今回の修繕も行っていく予定になっておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） 再質問よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これで歳出の質疑を終結します。

これをもって一般会計補正予算にかかわる全ての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号平成28年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

午後1時30分から再開いたします。

午後0時30分 休 憩

---

午後1時30分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

---

#### 日程第4 議案第13号 平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第4、議案第13号平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第13号平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成27年度国民健康保険事業特別会計決算による歳計剰余金の繰り越し、療養給付費の確定に伴う国支出金等の精算によるものであります。

補正の主なものは、歳入として、前期高齢者交付金及び平成27年度決算による繰越金の増額であります。

歳出としては、保険給付費の増額、決算剰余金の財政調整基金への積み立て、療養給付費等負担金確定による国への返還金の補正であります。

歳入歳出それぞれ5,256万4,000円を増額し、補正後の予算総額を47億7,463万9,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書49ページをお開きください。

議案第13号平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,256万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億7,463万9,000円とするものです。

今回の補正につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、平成27年度の決算に伴う精算による補正となります。

主なものについて説明をさせていただきます。

53ページをお開きください。

歳入です。

初めに、5款1項1目前期高齢者交付金15万6,000円の増額ですが、これにつきましては交付決定による増額補正となります。

10款1項1目繰越金5,240万9,000円の増額ですが、平成27年度の決算に伴い、歳計剰余金を繰り越すものです。

次に、54ページです。

歳出になります。

2款1項1目一般被保険者療養給付費1,047万6,000円の増額ですが、これにつきましては、これまでの給付実績に基づき、今後の見込み額を算出した結果、増額補正をするものです。

3款1項1目後期高齢者支援金31万4,000円の増額、4款1項1目前期高齢者納付金10万7,000円の増額、及び6款1項1目介護納付金52万6,000円の増額につきましては、それぞれ納付金額の確定による補正となります。

9款1項1目財政調整基金積立金3,130万円の増額です。これにつきましては、平成27年度決算に伴う歳計剰余金6,240万8,000円の2分の1相当額を国民健康保険事業財政調整基金に積み立てするものです。なお、財政調整基金の残高は平成28年度当初予算で1億9,687万2,000円を基金繰り入れしているため、積み立て後の基金残高は2億4,538万5,981円となります。

11款1項3目償還金839万5,000円の増額ですが、これにつきましては平成27年度の国支出金、療養給付費交付金等の精算に伴う返還金となります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。**質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号平成28年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第14号 平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第5、議案第14号平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第14号平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、4月1日の人事異動等による人件費、鷺沼排水区雨水整備に係る実施設計委託料、平成27年度歳計剰余金確定に伴う財源の組み替えなどによる補正であります。

歳入歳出それぞれ3,950万円を増額し、補正後の予算総額を27億791万1,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） それでは、議案書57ページをお願いいたします。

議案第14号平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算につきましての詳細説明を申し上げます。

第1条です。歳入歳出予算それぞれ3,950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億791万1,000円にするものです。

60ページをお願いいたします。

主なものについて説明をさせていただきます。

第2表地方債補正です。公共下水道事業費の起債となります。鷺沼排水区雨水整備事業に対します国からの補助交付金増額による補正をお願いするものです。補正前の限度額5億6,660万円に860万円増額いたしまして、補正後の限度額を5億7,520万円に改めるものです。

62ページをお願いいたします。

歳入です。

3款国庫支出金1目公共下水道事業補助金868万円の増額につきましては、地方債の補正と同様、国の増額による補正となります。補正前の額に868万円増額いたしまして、補正後の額を4億1,568万円にするものです。

4款繰入金1目他会計繰入金1,425万1,000円の減額につきましては、主に歳計剰余金と歳出総額を上回る金額につきまして一般会計に戻し入れを行うものです。補正前の額から1,425万1,000円を減額し、補正後の額を4億6,620万1,000円にするものです。

5款繰越金1目繰越金1,354万8,000円の増額につきましては、平成27年度の歳入歳出決算額から平成28年度への繰越額を控除した剰余金となります。

6款諸収入1目雑入2,292万3,000円の増額につきましては、鷺沼排水区雨水整備事業の共同施工者の大河原町よりの負担金となります。補正前の額に2,292万3,000円を増額し、補正後の額を6億2,920万4,000円にするものです。

7款町債1目公共下水道事業債860万円の増額につきましては、第2表地方債の説明と同様の理由による補正となります。

63ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費1目一般管理費及び2目汚水管理費の給料、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の補正となります。

次の汚水管理費11節需用費の印刷製本費4万5,000円の増額につきましては、排水設備竣工検査報告書様式の不足が見込まれることから、補正をお願いするものです。

次の修繕料の319万6,000円の補正ですが、道路で特に大型車両の通行等により既設マンホール周辺の沈下等の段差や振動解消のための修繕料で、4カ所分を見込んだ補正額をお願いするものです。

次に、2款下水道事業費の補正です。

1目公共下水道建設費の給料、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金につきましては、前と同様に4月の人事異動に伴う人件費の補正でございます。

上段の13節委託料4,050万円の補正につきましては、歳入でも説明いたしました鷺沼排水区雨水整備事業の補助交付金増額による補正となります。内容といたしましては、共同施工の大河原町と本町の雨水ボックスカルバート幹線、延長にしまして現況1.8キロメートルの調査測量と、詳細設計約1キロメートルの実施設計の委託料となります。

次に、5款公債費1目元金につきましては、繰越剰余金確定による財源の組み替え補正を行うものです。

67ページをお願いいたします。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度における現在高の見込みに関する補正となります。補正前の額5億8,230万円の見込み額に対しまして、歳入での説明のとおり860万円の増額となる部分を今回補正するものです。補正後、起債見込み額が5億9,090万円となるものです。これによりまして、当該年度末現在高見込み額は74億366万1,000円となるものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑は地方債補正を含め歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 1点質問させていただきます。

63ページ、1款総務費2目汚水管理費なんですけれども、先ほどの修繕費のところでは319万6,000円、マンホールの沈下が4カ所という説明だったんですけれども、これは施工するとき多分このくらいの道路の使用率があつてどのくらいの重さがかかるからということで全部やっていると思うんですけれども、それ以上のものがかかったのか、使われ方がおかしくて異常に想定外のものが起きたのか、どういう理由でこれが発生したのか、そこを教えていただきたいと思ひます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） マンホールといいますと、今回は下水道マンホールをお願いするんですが、NTTとかいろんなマンホールが道路上にございます。県道とかよく道路改良なんかで道路を築造する場合には、そういう設計基準に基づいて行うのが通常なんです、一般の町道関係ですと決まったある程度の厚さと舗装でやるものですから、そこを大型車両等が集中的に通ったことによって生じる段差なんかは、やっぱり年間通して箇所数が幾分あるということの修繕内容でございます。

- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 4番（秋本好則君） そうしますと、今後のことも考えられるんですけども、これから新しいマンホールをつくるということは少ないと思うんですけども、こういったことが起きるのであれば強度基準なりを反映させるようなやり方を考えていくということはお考えなんでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 上下水道課長。
- 上下水道課長（畑山義彦君） 強度基準はマンホール自体……（「施工の」の声あり）施工。道路のほうですか。（「いや、マンホール」の声あり）周りが沈下する段差の解消になります。マンホール自体は強度基準に基づいたものとなっています。
- 議長（加藤克明君） 再々質問です。
- 4番（秋本好則君） マンホール自体が異常を起こすんじゃなくて、周りの路面が下がるという意味なんですね。わかりました。済みません。
- 議長（加藤克明君） よろしいですか。
- ほかに質疑ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。
- これより討論に入ります。討論ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。
- これより議案第14号平成28年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。
- お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- 〔賛成者起立〕
- 議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第15号 平成28年度柴田町介護保険特別会計補正予算

- 議長（加藤克明君） 日程第6、議案第15号平成28年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。
- 町長の提案理由の説明を求めます。町長。
- 〔町長 登壇〕
- 町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第15号平成28年度柴田町介護保険特別会

計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成27年度介護保険特別会計決算による歳計剰余金の繰り越し、介護給付費の確定に伴う国庫支出金等の精算によるものでございます。

歳入につきましては、平成27年度決算による支払基金交付金の追加交付及び繰越金の増額が主な内容となっております。

歳出につきましては、保険給付費の増額、決算剰余金の介護給付費準備基金への積み立て、介護給付費の確定による国等への返還金、町一般会計への繰出金などの補正であります。

歳入歳出それぞれ6,346万7,000円を増額し、補正後の予算総額を29億6,217万5,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それでは、議案第15号平成28年度柴田町介護保険特別会計補正予算について詳細説明をさせていただきます。

議案書の69ページをご覧ください。

今回の補正については、平成27年度介護保険特別会計決算による歳計剰余金の繰り越し並びに介護保険給付費の確定に伴う国庫支出金等の精算によるものです。

第1条です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,346万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億6,217万5,000円とするものです。

歳入について説明いたします。

73ページをお開きください。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金の増額407万4,000円は、平成27年度の介護保険給付費の精算により追加交付されるものであります。

5款県支出金1項県負担金1目介護保険給付費負担金の増額303万7,000円は、平成27年度の介護保険給付費の精算により追加交付されるものであります。

7款繰入金1項一般会計繰入金2目介護給付費繰入金の増額56万9,000円は、事務費の繰入金であります。

8款繰越金5,578万7,000円の増額は、平成27年度の介護保険事業の精算により平成28年度に繰り越すものであります。

続きまして、歳出の補正について説明させていただきます。

74ページをお開きください。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 7 節賃金52万4,000円は、介護保険業務に係る臨時職員の賃金です。

2 項徴収費 1 目賦課徴収費12節公金取扱手数料 4 万5,000円は、今年度から実施しておりますコンビニ収納に係る手数料の増額補正となります。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 3 目施設介護サービス給付費1,810万4,000円の増額は、サービス量の増加見込みによる補正となります。

6 項特定入所者介護サービス等費500万円の増額は、同じくサービス量の増加の見込みによる補正となります。

5 款基金積立金 1 項基金積立金 1 目基金積立金の2,350万3,000円の増額は、平成27年度の介護保険事業精算に伴う決算剰余金を介護給付費準備基金へ積み立てすることによるものです。今回の積み立てに伴い、基金積み立て後残額は1億3,259万3,500円となります。

7 款諸支出金 1 項償還金 1 目償還金の償還金利子及び割引料427万2,000円の増額は、平成27年度介護保険事業の精算に伴う国庫及び支払基金、県への償還金となります。

同じく 2 項繰出金 1 目他会計繰出金の1,201万9,000円の増額は、平成27年度介護保険事業の精算に伴い一般会計に繰り出すものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。** 質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

**これより議案第15号平成28年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。**

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤克明君） 日程第7、議案第16号平成28年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第16号平成28年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成27年度後期高齢者医療特別会計決算による歳計剰余金の繰り越し、後期高齢者医療保険料の収入見込みによるものであります。

歳入につきましては、平成27年度の決算による繰越金の増額、後期高齢者医療保険料の本算定による収入見込みの減額であります。

歳出につきましては、後期高齢者医療保険料の収入見込み減による宮城県後期高齢者医療広域連合への納付金の減額及び一般会計繰出金の増額であります。

歳入歳出それぞれ2,486万7,000円を減額し、補正後の予算総額を3億6,251万8,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

77ページをお開きください。

議案第16号平成28年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,486万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,251万8,000円とするものです。

今回の補正につきましては、平成27年度の決算に伴う補正となります。

続いて、81ページをお開きください。

歳入です。

1款1項1目特別徴収保険料2,815万9,000円の減額、2目普通徴収保険料83万5,000円の増額、合わせて2,732万4,000円の減額補正ですが、これらの現年度分の保険料は本算定での調定額から収入見込み額を補正したものになります。

4款1項1目繰越金245万7,000円の増額ですが、平成27年度の決算に伴い、歳計剰余金を繰り越すものです。

次に、82ページです。

歳出です。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金2,599万8,000円の減額ですが、これにつきましては歳入の保険料で減額となったことにより、広域連合への納付金を減額するものです。

次に、3款1項1目保険料還付金66万5,000円の増額ですが、保険料過年度還付金の決定見込みによるものです。

3款2項1目一般会計繰出金46万6,000円の増額ですが、これにつきましては平成27年度の事務費繰入金分について、精算により一般会計に繰り戻しするものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号平成28年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第17号 平成28年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第8、議案第17号平成28年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第17号平成28年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、4月1日の人事異動等に伴う人件費の補正であります。

収益的収入は9万6,000円を増額し、補正後の予算総額は13億851万5,000円となります。

収益的支出は80万円を増額し、補正後の予算総額は11億6,555万2,000円となります。

資本的収入の補正はなく、資本的支出は165万2,000円を減額し、補正後の予算総額を4億5,178万1,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） それでは、補足説明を申し上げます。

83ページをお願いいたします。

議案第17号平成28年度柴田町水道事業会計補正予算でございます。

先ほどの提案理由にありましたとおり、今回の補正につきましては4月の人事異動に伴う補正となります。

第2条でございますが、第2条に定めております業務の予定量を次のように改めるものです。主な建設改良事業、既決予定額から165万2,000円を減額いたしまして、2億6,398万9,000円にするものです。

第3条は、予算第3条に定めております収益的収入及び支出の既決予定額を次のとおり補正を行うものです。

収入です。

第1款水道事業収益、既決予定額に9万6,000円を増額しまして13億851万5,000円に。その内訳は、第2項の営業外収益です。既決予定額に児童手当分9万6,000円を増額しまして、3,398万3,000円に補正を行うものです。

支出でございます。

第1款水道事業費用、既決予定額に80万円を増額しまして11億6,555万2,000円に。その内訳は、第1項の営業費用です。既決予定額に職員給与等人件費分として80万円を増額しまして、10億7,537万8,000円に補正を行うものです。

第4条につきましても、4月の人事異動に伴う人件費の補正を行うものです。

収入はございません。

支出でございます。

第1款の資本的支出、既決予定額から職員給与等人件費分として165万2,000円を減額しまして4億5,178万1,000円に。内訳は、第1項の建設改良費、既決予定額から165万2,000円を減額し、2億6,398万9,000円にするものです。

次に、84ページをお願いいたします。

第5条です。予算第7条に定めております経費の金額、議会の議決を得なければならない経費を次のように補正するものです。職員給与費、既決予定額から103万2,000円を減額しまして、4,442万7,000円に補正を行うものです。

次に、93ページをお願いいたします。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。収入、支出ともに4月の人事異動に伴う人件費に係る補正で、収入は児童手当分、支出は職員給与等人件費分の補正となります。

次の94ページ、資本的収入支出補正予定額実施計画明細書につきましては、収入はございません。支出ですが、こちらにつきましても人事異動によります人件費の減額補正となります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。**質疑は収入支出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

**これより議案第17号平成28年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。**

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時04分 散 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年9月8日

議 長

署名議員 番

署名議員 番